

## 4/12 申1号2回目【乗務員勤務】交渉を行う!

組合

**常時不測の事態に備える要員(予備)を確保すること!**

- <運転士> 予備勤務者は施行規則26条の趣旨に沿って、待機とすべき。
- <車掌> 車掌は、案内行路が指定される。そもそも予備勤務者はいないのではないか?

勤務開始までは予備であり、一時的に行路が指定されるケースは否定しない。年間を通じてそのような状態は好ましくない。また、車掌については自区に待機をする予備ではなく、案内行路として予備を指定している。

会社

【組合】

【会社】

【 労働時間管理 】

・退勤時間までに点呼を終えて、その後、更衣時間となる確認をしたが、未だに、改善がされていない職場がある。早急な指導を!

・労働時間管理については今後も徹底し、出来ていないところがあれば指導はしていきたい。

【 食事・睡眠・トイレ問題 】

・十分な休養がとれていないとの声が多く、さらに輸送混乱で満足な仮眠もとれない中での乗務もあり、安全が担保される働き方ではない。また、短い折り返しの着発時間の中でのトイレ・食事・仮眠である、現行制度を上回る対応を求めたい。

・代替要員がない場合でも体の状態は申告して欲しい。会社としても出来る配慮は行いたい。着発については、限られた条件の中でどれだけ時間が確保できるのか、支社担当も考えている。引き続き有効な時間が取れるよう指導したい。

【 設備改善に関して 】

・ある職場では早朝勤務に備えての女性前泊設備が無く、寮を使用している。女性設備が整ってから配置ではないのか。また、車両設備も女性が乗務することへの配慮を!職場のムードを明るくすることは現場社員に出来るが、設備整備は会社にしか出来ない!

・配属前に整備するのは基本スタンスであり、しっかりと運用が出来るようにしたい。以前より女性社員の配属も増え、また、他区の乗務員との調整もあり、限られた財源の中で、工夫をして検討をしているところである。

現行の「乗務員勤務制度」が出来て26年、当時とは環境も違う

**今こそ働きやすい勤務制度を!**